駒ヶ根市公告　第１６３号

事後審査型一般競争入札の執行について

駒ヶ根市が発注する建設工事について、下記のとおり事後審査型一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び駒ヶ根市財務規則第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和８年１０月２７日

駒ヶ根市長　伊藤　祐三

１　入札対象工事

⑴　工 事 名　　令和８年度　保育所管理事業
　　新保育園建設　電気設備工事

⑵　工事箇所　　駒ヶ根市　赤穂８８６３番地　外３筆

⑶　工事概要　　保育園　新築
　　木造平屋建て　床面積　９９８．３３㎡
　　カート・遊具置場　既製品物置２棟共
　　電気設備工事　一式

⑷　工　　期　　契約の日から令和１０年１月３１日まで

２　入札参加者の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を「入札公告日から落札決定日まで」、全て満たしている者であって、駒ヶ根市長が指定する日時までに、事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号。以下「入札参加申請書」という。）を提出した者とします。

⑴　駒ヶ根市内に本社（本社に準ずる支店を含む。）を有する者であること。

⑵　工事種別と等級格付が、「電気工事」Ａ級の者であること。

⑶　対象業種における、特定建設業の許可を有する者であること。

⑷　対象業種の有効な経営事項審査を受審している者であること。

⑸　本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できる者であること。

⑹　駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年条例第10条）第２条第２号に規定する暴力団員又は同上令第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

⑺　駒ヶ根市事後審査型一般競争入札実施要項（平成28年４月１日）第４条に規定する参加資格要件を満たしていること。

３　入札参加申請の手続

本工事の入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を下記により提出すること。

⑴　提出期間　　令和８年１０月２７日（火）から令和８年１１月２０日（金）まで
　　（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

⑵　提出時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　提出方法　　持参又は郵送による。（郵送の場合は、提出期日の午後５時１５分必着とする。午後５時１５分を過ぎた者は、理由の如何を問わず、受け付けないこととする。）

⑷　提 出 先　　駒ヶ根市　総務部　財政課　契約財産係

⑸　そ の 他

①　期限までに入札参加申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

②　入札参加申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。

４　設計図書の閲覧等

⑴　閲覧方法　　駒ヶ根市ホームページに掲載し、公表するほか、駒ヶ根市役所総務部財政課窓口にて縦覧に供する。

⑵　縦覧期間　　令和８年１０月２７日（火）から令和８年１１月２４日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

⑶　縦覧時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑷　現場説明　　説明会は、実施しない。

⑸　設計図書等の入手方法
駒ヶ根市ホームページより、ダウンロードすること。

５　設計図書等に関する質問

⑴　受付期間　　令和８年１０月２７日（火）から令和８年１１月１７日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前８時３０分から午後５時１５分まで。）

⑵　提 出 先　　駒ヶ根市　総務部　財政課　契約財産係

⑶　提出方法　　質問書は、原則として、書面により提出するものとする。（質問書の参考様式を駒ヶ根市ホームページに掲載）
持参、ファックス又はメール送信による。

⑷　質問に対する回答

①　回答の期間　令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月１９日（木）まで
（随時）

②　回答の方法　質問及び回答は、駒ヶ根市ホームページに掲載する。（質問者名は、非公開）

６　入札及び開札の日時及び場所

⑴　入札日時　　令和８年１１月２５日（水）　午前９時２０分

⑵　入札場所　　駒ヶ根市役所　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開　　札　　同上（入札終了後、直ちに行う。）

７　入札事項

⑴　週休２日工事
本工事は、週休２日工事である。詳細については、「現場説明事項書」を参照すること。

⑵　入札方法

①　入札開始後に入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

② 郵便等による入札は、認めない。

③ 代理人が入札する場合は、委任状を入札前に提出すること。

④ 入札回数は、２回を限度とし、２回の入札において予定価格に達しない場合は、不落とする。

⑤ 入札書には、契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

⑥ 入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、契約金額とする。

⑶ 最低制限価格制度 又は 低入札価格調査制度の設定

低入札価格調査基準価格を設定

⑷ 入札保証金

入札保証金は、免除する。

８ 入札の無効

⑴ 入札参加資格のない者がした入札

⑵ 同一人がした２以上の入札

⑶ 入札者が協定をしていた入札

⑷ 入札書の金額、その他記載事項が明らかでない入札書

⑸ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

９ 工事費内訳書の提出

第１回目の入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。当該工事費内訳書に記載された積算金額の１万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は、可とする。

10 入札の中止

入札参加者が１者の場合は、入札を中止する。

11 入札参加資格確認書類の提出

落札候補者は、下記により、入札参加資格確認書類を提出すること。

⑴ 提出書類 駒ヶ根市事後審査型一般競争入札実施要項（平成 28 年４月１日）第 13 条１号から７号に規定する書類

⑵ 提出期間 落札候補者となった日から２日以内（閉庁日は、除く。）

⑶ 提 出 先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

12 落札者の決定等

⑴ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から３日以内（閉庁日は除く。）に、行うものとする。

⑵ 落札者を決定したときは、直ちに落札者及びその他の入札参加者に対し、ファックスで通知する。

⑶ 入札参加資格が無いと認められた場合は、文書により、通知する。

⑷　入札参加資格が無いと認められた者は、通知を受けた日から５日以内（閉庁日は除く。）に市長に対して、文書により、その理由について説明を求めることができる。

⑸　説明を求めた者に対しては、文書により、回答する。

13　契約の締結

⑴　本工事については、落札決定後、５日以内に契約を締結するものとする。

なお、低入札価格調査基準価格を下回る入札で、調査の結果落札者と決定した者には、工事の品質確保のため、平成 23 年５月 17 日付「建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について」の５に示した条件を付して契約を締結するものとする。

⑵　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の金銭的保証とする。

⑶　前金払及び中間前金払の適用

有

⑷　部分払の適用

有

14　異議の申立て

⑴　入札を行った者は、入札後において、この公告、契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑵　入札の執行は、駒ヶ根市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

15　その他の事項

入札参加者は、「駒ヶ根市事後審査型一般競争入札実施要項」、「低入札価格調査制度事務処理要領」及び「駒ヶ根市建設工事等競争入札心得」を熟読の上、参加すること。

駒ヶ根市　総務部　財政課　契約財産係
〒399-4192　長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号
電話　0265-83-2111（内線 254,255）
ＦＡＸ　0265-83-4348
E-mail:keiyaku@city.komagane.lg.jp